資料４

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 6575-1 (2009) ＋追補１（2013） 規格名：ミニチュアヒューズ－第１部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	4	4 一般要求事項 ヒューズリンクは，この規格の適用範囲内に置いて用いる限り，その動作は信頼性及び安全性をもち，定格電圧以下の任意の電圧で，かつ，定格遮断容量以下の任意の電流において，規定の性能を満足するような構造でなければならない。 ヒューズリンクを正常に，かつ，この規格の適用範囲内において用いる限り，連続的アークの発生，外部へのアークの放出又は周囲に危険を及ぼすいかなる火炎の発生などがあってはならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	8	8 寸法及び構造 構造，材質及び寸法に関する規定全般	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	9.2 9.3	9.2 時間−電流特性 9.3 遮断容量 ヒューズの溶断について規定	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	6 6.1 6.1a) 6.1b) 6.1d)	6 表示 6.1 各ヒューズリンクには，次のように表示する。 a) 定格電流 b) ボルト(V)単位の定格電圧 d) 該当スタンダードシートに規定する溶断時間−電流特性の記号	

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 6575-1 (2009) ＋追補 1（2013） 規格名：ミニチュアヒューズ－第１部：通則

				6.3 6.4	6.3 包装容器への表示 6.4 定格電流及び時間－電流特性の付加的識別方法としてのカラーバンドによる表示	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間中，安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	8.3 9.4 9.6	8.3 端子 ヒューズリンク接触部は，非腐食性の材料，又は適切な防せい処理を施した材料からなり，フラックス又は非導電性物質がその外面に付着していてはならない。 9.4 耐久試験 通電、停止のサイクル試験を規定 9.6 パルス試験 電流サージを受けても電気的、機械的不良が生じない構造であることを規定。パルス電流を 1000 回通電、1 時間冷却した後の電圧降下を測定する試験を規定	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	1	1 適用範囲 この規格は，通常屋内において用いる電気機器，電子機器及びそれらの部品の保護を目的とする後続の部に規定するすべてのミニチュアヒューズ（例えば，管形ヒューズリンク，サブミニチュアヒューズリンク及び UM ヒューズリンク）に適用する通則及び試験について規定する。 主要な各ヒューズについての詳細な規定は，JIS C 6575 の規格群（以下，シリーズという。）の後続の部に規定する。	

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 6575-1 (2009) ＋追補１（2013） 規格名：ミニチュアヒューズ－第１部：通則

					この規格は、腐食又は爆発が起こり得る特別な環境条件の下で用いる機器用のヒューズには適用しない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	8.5	8.5 はんだ接合部 外から見えるはんだ接合部は、通常の使用状態及び動作中に溶融してはならない。	
第七条第１項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	□該当 ■非該当	－	－	通常、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定されない。
第七条第２項	感電に対する保護	二 接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	□該当 ■非該当	－	－	通常、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定されない。
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	9.3.3 9.6	9.3.3 絶縁抵抗 9.6 パルス試験 ヒューズリンクは，一般の使用状態において通常経	

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 6575-1 (2009) ＋追補１（2013） 規格名：ミニチュアヒューズ－第１部：通則

				9.7	験するような電流サージを受けても，規格を満足しないようないかなる電気的不良又は機械的不良も生じないような構造でなければならない。 9.7 ヒューズリンクの温度 一定間隔で電流値を増加した際の最高温度点を測定することを規定	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	9.3	9.3 遮断容量	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	通常、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定されない。
第十一条第１項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	8	8 寸法及び構造 主要な各ヒューズについての詳細な規定は、シリーズの後続の部に規定する。	
第十一条第２項	機械的危険源による危害の防止	２ 電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，	■該当 □非該当	9.3	9.3 遮断容量 ヒューズリンクは、各試験において、次のような現	

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 6575-1 (2009) ＋追補１（2013） 規格名：ミニチュアヒューズ－第１部：通則

		又は物件に損傷を与えるおそれがないように，必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。			象を生じることなく動作しなければならない。 －ヒューズリンクの破裂	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	8.5	8.5　はんだ接合部 外から見えるはんだ接合部は、通常の使用状態及び動作中に溶融してはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ヒューズには，一般的に電磁波による危険なし。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	無監視状態での運転等、使用方法に対する安全性は、ヒューズリンク（部品）が組み込まれた完成品により担保される。
第十五条第１項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ヒューズには，始動・停止はない。
第十五条第２項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ヒューズには，始動・停止はない。

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 6575-1 (2009) ＋追補 1（2013） 規格名：ミニチュアヒューズ－第 1 部：通則

第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ヒューズには，始動・停止はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	保護協調等に対する安全性は、電気製品の故障が発生した際、保護器によって、すみやかに故障区間を切り離して故障の拡大を防ぐものであり、当該部品を組み込んだ製品において考慮される。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ヒューズには，一般的に危険な誤動作がない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ヒューズは、雑音を発生しない。

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 6575-1 (2009) ＋追補 1（2013） 規格名：ミニチュアヒューズ－第 1 部：通則

第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	6	6 表示	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格

		劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				は不要。
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞ 規格番号：JIS C 6575-2 (2005) ＋ 追補 1 (2013)　規格名：ミニチュアヒューズ－第 2 部：管形ヒューズリンク

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	4	4　一般要求事項（JIS C 6575-1（以下，第1部）の4.による。）	
第二条第2項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	8 8.2 8.3 8.4	8　寸法及び構造 構造，材質及び寸法に関する規定全般 8.2　構造 8.3　端子 キャップは、ヒューズリンクを破壊しないかぎり取り外せないくらい強固に固定しなければならない。 8.4　アライメント及び端子形状	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	9.2 9.3	9.2　時間－電流特性（第1部の9.2による。） 9.3　遮断容量 ヒューズの溶断について規定	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がさ	■該当 □非該当	6 6.1 6.1a)	6　表示（第1部の6.による。） 6.1　各ヒューズリンクには，第1部によるほか，次を表示する。 a) スタンダードシート J1 に規定するヒューズリンクへの表示	

		れるものとする。		6.1e) 6.1f) 6.3 6.4	e)　定格遮断容量を示す記号 f)　溶断種別記号 6.3　スタンダードシート J1 に規定するヒューズリンクに対する包装容器への表示 6.4　定格電流及び時間－電流特性の付加的識別方法としてのカラーバンドによる表示	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間中，安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	8.3 9.4 9.6	8.3　端子（第 1 部の 8.3 による。） ヒューズリンク接触部は，非腐食性の材料，又は適切な防せい処理を施した材料からなり，フラックス又は非導電性物質がその外面に付着していてはならない。 9.4　耐久試験（第 1 部による。） 通電、停止のサイクル試験を規定 9.6　パルス試験（第 1 部の 9.6 による。} 電流サージを受けても電気的、機械的不良が生じない構造であることを規定。パルス電流を 1000 回通電、1 時間冷却した後の電圧降下を測定する試験を規定	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	1	1　適用範囲 この規格は，通常，屋内において用いる電気機器，電子機器及びそれらの部品を保護するための，寸法がφ11 mm×40 mm を超えない管形ヒューズリンク	

＜技術基準省令への整合性＞ 規格番号：JIS C 6575-2 (2005) ＋ 追補 1 (2013)　 規格名：ミニチュアヒューズ－第 2 部：管形ヒューズリンク

					について規定する。 この規格は、腐食又は爆発が起こり得るような特別な環境条件のもとで使用する機器に用いるヒューズには適用しない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	8.5 A.3.4	8.5　はんだ接合部（第 1 部の 8.5 による。） 外から見えるはんだ接合部は、通常の使用状態及び動作中に溶融してはならない。 A.3.4　はんだ耐熱性 リード線をもつミニチュアヒューズリンクの取付け時のはんだによる熱への耐性について規定	
第七条第 1 項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	□該当 ■非該当	－	－	通常、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に触れることは想定されない。
第七条第 2 項	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	□該当 ■非該当	－	－	通常、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞ 規格番号：JIS C 6575-2 (2005) ＋ 追補 1 (2013)　規格名：ミニチュアヒューズ－第 2 部：管形ヒューズリンク

						触れることは想定されない。
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	9.3.3 9.6 9.7 A.4.4	9.3.3　絶縁抵抗（第 1 部によるほか，次による。） スタンダードシート J1 に規定するヒューズリンクの絶縁抵抗について規定 9.6　パルス試験（第 1 部の 9.6 による。） 9.7　ヒューズリンクの温度（第 1 部によるほか，次による。） スタンダードシート J1 に規定する定格電流 10 A を超えるヒューズリンクの温度測定について規定 A.4.4　ヒューズリンクの温度 リード線をもつミニチュアヒューズリンクの温度について規定	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	9.3 A.4.3	9.3　遮断容量（第 1 部の 9.3 による。） A.4.3　遮断容量 リード線をもつミニチュアヒューズリンクの遮断容量について規定	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	通常、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれたヒューズリンク（部品）に

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞ 規格番号：JIS C 6575-2 (2005) ＋ 追補 1 (2013)　規格名：ミニチュアヒューズ－第 2 部：管形ヒューズリンク

						触れることは想定されない。
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	8.3	8.3　端子 ヒューズリンクの両端には、円筒型の金属キャップがあることとする。 8.4　アライメント及び端子形状 リード線をもつものを除き、ヒューズリンクのキャップと筒部は、十分まっすぐに結合されていなければならない。合否は、ゲージを用いて判定する。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	9.3	9.3　遮断容量 ヒューズリンクは、各試験において、次のような現象を生じることなく動作しなければならない。 －ヒューズリンクの破裂（第 1 部の 9.3 による。） －肉眼で見えるキャップ外面の穴あき	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	8.5	8.5 はんだ接合部（第 1 部の 8.5 による。） 外から見えるはんだ接合部は、通常の使用状態及び動作中に溶融してはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ヒューズには，一般的に電磁波による危険なし。

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞ 規格番号：JIS C 6575-2 (2005) ＋ 追補 1 (2013)　規格名：ミニチュアヒューズ－第 2 部：管形ヒューズリンク

第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	無監視状態での運転等、使用方法に対する安全性は、ヒューズリンク（部品）が組み込まれた完成品により担保される。
第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ヒューズには，始動・停止はない。
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ヒューズには，始動・停止はない。
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ヒューズには，始動・停止はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるもの	□該当 ■非該当	－	－	保護協調等に対する安全性は、電気製品の故障が発生した際、保護器によって、すみ

		とする。				やかに故障区間を切り離して故障の拡大を防ぐものであり、当該部品を組み込んだ製品において考慮される。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	―	―	ヒューズには，一般的に危険な誤動作がない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	―	ヒューズは、雑音を発生しない。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	6	6　表示	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥	□該当 ■非該当	―	―	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規

		機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				格は不要。
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	−	−	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。）機	□該当 ■非該当	−	−	長期使用製品安全表示制度については，省令で明

＜技術基準省令への整合性＞ 規格番号：JIS C 6575-2 (2005) ＋ 追補 1 (2013)　規格名：ミニチュアヒューズ－第 2 部：管形ヒューズリンク

	示)	器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				確に規定されているため，整合規格は不要。
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	―	―	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

白　　紙

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 8105-2-14 (2013)　規格名：照明器具－第 2-14 部：管型冷陰極放電ランプ安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	14.3	14.3　試験の一般要求事項（JIS C 8105-1（以下，第1部）の 0.3 による。） 照明器具は，通常の使用時に安全に機能し，人及び周囲に対し，危険の原因にならないように設計，製造しなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	14.7 14.8 14.16 14.17	14.7　構造（第1部の第4章及び追加規定による。） 14.8　外部及び内部配線（第1部の第5章及び追加規定による。） 14.16　ねじ締め式端子（第1部の第14章による。） 14.17　ねじなし端子及び電気接続（第1部の第15章による。）	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	14.7 14.7.1 14.7.2 14.7.4	14.7　構造（第1部の 4.26　短絡保護（絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部（SELV）の短絡事故の下での安全保護手段）による。） 14.7.1　発光放電管の全ての可触の高圧接続部は，適切な材料でできた絶縁スリーブによって保護しなければならない。 14.7.2 及び 14.7.4　開路保護（アームズリーチ内の設置を意図する照明器具は、管が破裂し二次回路充電部が可触になる場合に、一つ以上の制御装置の出力を停止しなければならない。）	

				14.7.3 14.9 14.14	（アームズリーチ：例えば、屋内においては床面などから 2.3m 以下、屋外においては地表面などから 2.5m 以下の場所、その他階段の中途、窓、物干し台などから手を延ばして届く範囲。） 14.7.3　接地漏えい保護（高圧回路の偶発的な接地が生じた場合に一つ以上の制御装置の出力を停止しなければならない。） 14.9　保護接地（第 1 部の第 7 章及び追加規定による。） 14.14　耐久性及び温度試験 12.5　温度試験（異常動作）（第 1 部の 12.5 による。） 12.6　温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態）（第 1 部の 12.6 による。） 12.7　熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験による。）（第 1 部の 12.7 による。）	
第三条第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	14.6 14.6.1 14.6.2 14.6.3	14.6　表示（第 1 部の 3.2 照明器具の表示及び 3.3 追加の情報による。） 14.6.1　IEC 60417-5036(2010-2)に従った感電の危険の注意記号に関する表記 14.6.2　発光放電管照明器具の保守を容易にするための情報の記載 14.6.3　アームズリーチ内の設置に適しているか否かの情報の表示	
第四条	供用期間中にお	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間	■該当	14.7	14.7　構造	

	ける安全機能の維持	中，安全機能が維持される構造であるものとする。	□非該当	 14.14 14.16	4.11.4　通電部は，腐食に耐えるか，又は腐食に対して適切に保護していなければならない。（第 1 部の 4.11.4 による。） 4.14.3 調節装置のサイクル試験（第 1 部の 4.14.3 による。） 4.18　耐食性（第 1 部の 4.18 による。） 14.14　耐久性試験及び温度試験（第 1 部の 12.3 耐久性試験による。） 14.16　ねじ締め式端子 14.4.5　照明器具に組み込むねじ締め式端子は耐食性をもたなければならない。(第 1 部の 14.4.5 による。)	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	14.7.2 14.7.4 14.8.2 14.11	14.7.2 及び 14.7.4　開路保護(アームズリーチ内の設置を意図する照明器具は、管が破裂し二次回路充電部が可触になる場合に、一つ以上の制御装置の出力を停止しなければならない。) 14.8.2　ケーブルは全て，照明器具の設置を意図した環境条件に適切でなければならない。 14.11　じんあい，固形物及び水気の侵入に対する保護（第 1 部の第 9 章による。）	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	14.7	14.7　構造（第 1 部の 4.4.7（ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差し込みプラグの絶縁部分の耐トラッキング性） 4.9.2　絶縁ライニング，スリーブ等への機械的，電気的及び熱的強度の要求（第 1 部の 4.9.2 による。）	

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 8105-2-14 (2013)　規格名：照明器具－第 2-14 部：管型冷陰極放電ランプ安全性要求事項

				14.8 14.14 14.15 14.17	14.8　外部及び内部配線 5.2.2　照明器具製造業者が取り付けた電源コードに対する電気的・機械的性能及び通常の使用温度における最高温度での耐劣化性（第 1 部の 5.2.2 による。） 5.3.1　内部配線の適切な種類及びサイズ並びに配線の絶縁の安全性，耐電圧と耐温度性（第 1 部の 5.3.1 による。） 14.14　耐久性試験及び温度試験（第 1 部の第 12 章による。） 14.15　耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性（第 1 部の第 13 章による。） 14.17　ねじなし端子及び電気接続 15.3.9　端子及び接続器は、通常起こる機械的、電気的及び熱的ストレスに耐えなければならない。（第 1 部の 15.3.9 による。） 15.6.2　内部配線用端子及び接続の加熱試験（第 1 部の 15.6.2 による。） 15.9.2　外部配線用端子及び接続の加熱試験（第 1 部の 15.9.2 による。）	
第七条第 1 項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	14.6.1 14.7.1	14.6.1　IEC 60417-5036(2010-2)に従った感電の危険の注意記号に関する表記 14.7.1　発光放電管の全ての可触の高圧接続部は，適切な絶縁材料でできた絶縁スリーブによって保護しなければならない。	

				14.8 14.9 14.10 14.12	14.8　外部及び内部配線 5.2.10　ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は、コード止め具は絶縁物を用いるか、又は固着絶縁ライニングを施さなければならない。（第 1 部の 5.2.10 による。） 5.3.1.3 内部配線に充電部となる導体をもち、かつ、通常動作状態で可触金属部分があるクラスⅡ照明器具では、少なくとも接触箇所における絶縁は、例えば被覆ケーブル又はスリーブなどを適用することによって、電圧ストレスに応じた二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足しなければならない。（第 1 部の 5.3.1.3 による。） 14.9　保護接地（第 1 部の第 7 章及び追加規定による。） 14.10　感電に対する保護（第 1 部の第 8 章による。） 14.12　絶縁抵抗及び耐電圧（JIS C 8109 の 16.　絶縁抵抗及び耐電圧, 並びに JIS C8147-2-10 の 12.（耐電圧）による。）	
第七条第 2 項	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	14.7	14.7　構造（第 1 部の附属書 A　導電部が感電を生じるかどうかを決める試験による。）	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	14.7	14.7　構造（第 1 部の 4.3　電線経路，4.9　絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブによる。） 4.3　電線経路（第 1 部の 4.3 による。） 電線はなめらかな経路に配し，シャープエッジ・ば	

					り・鋳はりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないようになっていなければならない。	
				14.7.7.1	14.7.7.1　発光放電管の支持部は，それらの放電管に供給する制御装置の無負荷定格出力電圧に耐えるように，接地から絶縁しなければならない。	
				14.7.7.3	14.7.7.3　放電管の近傍に存在する紫外線及びオゾンにさらされたとき，絶縁材料は劣化してはならない。	
				14.8	14.8　外部及び内部配線 5.3.6　自在型照明器具で、照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可能性のあるすべての箇所では、配線を絶縁物の線ぴ、電線止め具または同様の手段で固定して擦れないようにしなければならない。（第 1 部の 5.3.6 による。）	
				14.11	14.11　じんあい，固形物及び水気の侵入に対する保護（第 1 部の第 9 章による。）	
				14.13	14.13　沿面距離及び空間距離（第 1 部の第 11 章及び追加規定による。）	
				14.14	14.14　耐久性試験及び温度試験（第 1 部の第 12 章による。）	
				14.15	14.15　耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第 1 部の第 13 章による。）	
				14.17	14.17　ねじなし端子及び電気接続 15.6.2　内部配線用端子及び接続の加熱試験（第 1 部	

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 8105-2-14 (2013)　規格名：照明器具－第 2-14 部：管型冷陰極放電ランプ安全性要求事項

					の 15.6.2 による。） 15.9.2　外部配線用端子及び接続の加熱試験（第 1 部の 15.9.2 による。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	14.6 14.7 14.7.7.3	14.6　表示 3.2.9　可燃性材料表面への直接取付に適さない照明器具の表示（第 1 部の 3.2.9 による。） 3.2.13　被照射物が過熱する可能性がある照明器具の表示（第 1 部の 3.2.13 による。） 3.3.4　照明器具が不燃性材料表面にだけ取付けが適している場合の表示（第 1 部の 3.3.4 による。） 14.7　構造 4.15.1　可炎性材料部分の発熱部からの分離，可炎性材料部分への激しく燃える材料の使用禁止（第 1 部の 4.15.1 による。） 4.15.2　熱可塑性樹脂材料製照明器具の耐温度性（第 1 部の 4.15.2 による。） 4.16　可炎性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策（第 1 部の 4.16 による。） 4.26　短絡保護（絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部（SELV）の短絡事故の下での安全保護手段）（第 1 部の 4.26 による。） 14.7.7.3　絶縁材料は，JIS C 8105-1 の 13.3（耐炎性及び耐着火性試験）に規定するように，自己消火の燃焼特性をもたなければならない。	

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 8105-2-14 (2013)　規格名：照明器具－第 2-14 部：管型冷陰極放電ランプ安全性要求事項

				14.14 14.15	14.14　耐久性試験及び温度試験（第 1 部の第 12 章による。） 14.15　耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性（第 1 部の 13.3　耐炎性及び耐着火性試験，13.4　耐トラッキング性による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	14.14	14.14　耐久性試験及び温度試験 12.4　温度試験（通常動作）（第 1 部の 12.4 による。） 12.5　温度試験（異常動作）（第 1 部の 12.5 による。）	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	14.7	14.7　構造（第 1 部の 4.13.4　ラフサービス照明器具，4.14（機械的なつり具の強度の安全率），4.25　機械的危険個所による。） 4.13.4　ラフサービス照明器具（第 1 部の 4.13.4 による。） ラフサービス照明器具は，適切な機械的強度をもち，通常の使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。 4.25　機械的危険箇所（第 1 部の 4.25 による。） 照明器具は，取付け工事中，通常使用時又は保守のときに，使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジがあってはならない。	
第十一条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2　電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，	■該当 □非該当	14.7	14.7　構造 4.4.4　ランプソケットの固定装置の機械的強度（第 1 部の 4.4.4 による。）	

		必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。			4.9.2　絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブの機械的，電気的及び熱的強度（第 1 部の 4.9.2 による。） 4.12.1　ねじ及び機械的接続部への機械的ストレスへの耐性（第 1 部の 4.12.1 による。） 4.13　機械的強度　（第 1 部の 4.13 による。） 4.20　ラフサービス照明器具―振動に対する要求事項（第 1 部の 4.20 による。）	
				14.7.7.2	14.7.7.2　支持部は，通常の保守条件の下で，放電管にひずみ又は損傷を与えることなく確実に放電管を保持するように設置しなければならない。	
				14.7.8.2	14.7.8.2　高圧接続部の機械的強度は，通常の使用条件に対して適切でなければならない。	
				14.10	14.10　感電に対する保護 8.2.6　感電に対する保護のためのカバー及びその他の部分の機械的強度及び固定（第 1 部の 8.2.6 による。）	
				14.16	14.16　ねじ締め端子（第 1 部の 14.4.4（照明器具に組み込むねじ締め式端子の機械的強度）による。）	
				14.17	14.17　ねじなし端子及び電気接続 15.3.9　ねじなし端子及び接続器は機械的，電気的及び熱的ストレスに耐えなければならない。（第 1 部のの 15.3.9 による。） 15.5.1　内部配線用のねじなし端子及び電気接続の機械的強度（第 1 部の 15.5.1 による。）	

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 8105-2-14 (2013)　規格名：照明器具－第 2-14 部：管型冷陰極放電ランプ安全性要求事項

					15.8　機械的強度試験（第 1 部の 15.8 による。）	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	照明器具は，一般的に，流出し，又は溶出することにより人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	照明器具は一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため非該当。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	14.7 14.7.2 14.7.4	14.7　構造（第 1 部の 4.26　短絡保護（絶縁しない可触の異極の安全特別低電圧部（SELV）の短絡事故の下での安全保護手段）による。） 14.7.2 及び 14.7.4　開路保護（アームズリーチ内の設置を意図する照明器具は、管が破裂し二次回路充電部が可触になる場合に、一つ以上の制御装置の出力を停止しなければならない。） （アームズリーチ：例えば、屋内においては床面などから 2.3m 以下、屋外においては地表面などから	

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 8105-2-14 (2013)　規格名：照明器具－第 2-14 部：管型冷陰極放電ランプ安全性要求事項

					2.5m 以下の場所、その他階段の中途、窓、物干し台などから手を延ばして届く範囲。）	
				14.7.3 14.9 14.14	14.7.3　接地漏えい保護（高圧回路の偶発的な接地が生じた場合に一つ以上の制御装置の出力を停止しなければならない。） 14.9　保護接地（第 1 部の第 7 章及び追加規定による。） 14.14　耐久性及び温度試験 12.5　温度試験（異常動作）（第 1 部の 12.5 による。） 12.6　温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態）（第 1 部の 12.6 による。） 12.7　熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験による。）（第 1 部の 12.7 による。）	
第十五条第 1 項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	照明器具は，不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがないことから，本規格では規定していないため，非該当とする。
第十五条第 2 項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	照明器具は，再始動によって人体に危害を及ぼし，

						又は物件に損傷を与えるおそれがないことから，本規格では規定していないため、非該当とする。
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	照明器具は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないことから，本規格では規定していないため，非該当とする。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	14.8	14.8　外部及び内部配線 5.2.2　電源コードの導体の最小断面積の規定（第 1 部の 5.2.2 による。） 5.3.1　内部配線の種類及びサイズ・配線の絶縁の安全性，耐電圧と耐温度性（第 1 部の 5.3.1 による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	14.13	14.13　沿面距離及び空間距離（第 1 部の第 11 章の規定及び追加規定による。） 耐インパルスカテゴリに応じた沿面距離及び空間	

＜技術基準省令への適合性＞規格番号：JIS C 8105-2-14 (2013)　規格名：照明器具－第 2-14 部：管型冷陰極放電ランプ安全性要求事項

					距離を規定	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	照明器具に対する雑音の強さは，J55015 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	14.6 14.14	14.6　表示（第 1 部の第 3 章及び追加規定による。） 14.14　耐久性試験及び温度試験（第 1 部の 12.3.2（耐久性試験後の表示の可読性に対する要求）による。）	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

		旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されて

		(イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				いるため，整合規格は不要。

白　　紙

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 6691 (2009)＋追補 1 (2013)　規格名：温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	4	4　一般要求事項 温度ヒューズは, 十分な電気的及び機械的強度をもち, 温度ヒューズをこの規格の要求事項の範囲内で使用する場合, 取付け及び使用中に発生するすべての取付条件に耐えられるよう構成されていなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	4	4　一般要求事項 温度ヒューズは, 十分な電気的及び機械的強度をもち, 温度ヒューズをこの規格の要求事項の範囲内で使用する場合, 取付け及び使用中に発生するすべての取付条件に耐えられるよう構成されていなければならない。	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	10.6 4	10.6　遮断電流 ヒューズの溶断について規定。 4　一般要求事項 温度ヒューズが動作した場合、アーク及び炎が持続してはならない。また、周囲に悪影響を与えたり、感電又は火災を引き起こす物質の排出があってはならない。	

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 6691 (2009)＋追補 1 (2013)　規格名：温度ヒューズ−要求事項及び適用の指針

第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	7 7a) 7b) 7c) 7d) 8 8b) 附属書 A	7　表示 各温度ヒューズには，次の事項を表示しなければならない。 a)　タイプ名又はカタログ番号 b)　製造事業者又はその商標 c)　定格動作温度及び℃，又は定格動作温度及び C d)　製造日又は少なくても 10 年間は繰り返さない製造日を特定する日付コード及び製造工場の場所又は工場識別コード 8　添付説明書 製造業者は，箇条 7 で規定された表示内容に加えて，カタログ，技術説明書などに次の内容を記載しなければならない。 b)　各分類には，次の事項を記載しなければならない。 1)　温度特性：定格動作温度 T_f，保持温度 T_h 及び最高温度限度 T_m 2)　特性電流：定格電流 I_r，遮断電流 I_b 及び過渡過負荷電流（パルス電流）I_p 3)　定格電圧 Ur 付属書 A　使用ガイドライン 温度ヒューズの製造事業者の取付指示は、特に温度	

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 6691 (2009)＋追補 1 (2013)　規格名：温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針

					ヒューズにコーティングを施す場合又は温度ヒューズを含浸巻線内に使用する場合は、遵守しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間中，安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	9 11 11.4 12	9　機械的要求事項 温度ヒューズは、関連する最終機器の取扱い中、使用中及び故障時に生じる可能性があるストレスに耐えられるように、十分な機械的強度及び安定性をもっていなければならない。 11　温度試験 動作温度は、熱的エージングによる影響を受けてはならない。 11.4　エージング 高温におけるエージングが有害な影響を与えるかどうかを立証するため、温度ヒューズは、一連の温度試験を受ける。 12 耐さび性 鉄及び鋼製部品に、腐食からの保護が求められている。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	1	1　適用範囲 この規格は，通常屋内で使用する電気製品，電子機器及びその部品を異常状態での過度の温度から保護するためにこれらの機器及びその部品に組み込まれ	

<技術基準省令への整合性>規格番号：JIS C 6691 (2009)＋追補 1 (2013)　規格名：温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針

					る温度ヒューズの要求事項並びに適用の指針を規定する。 この規格は、腐食性、爆発性の環境などの極端な条件の下で使用する温度ヒューズには適用しない。 この規格は、45Hz 未満又は 62Hz を超える周波数での交流回路に使用することを目的とする温度ヒューズには適用しない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	4 10.3 10.4 10.5	4　一般要求事項 温度ヒューズは, 十分な電気的及び機械的強度をもち, 温度ヒューズをこの規格の要求事項の範囲内で使用する場合, 取付け及び使用中に発生するすべての取付条件に耐えられるよう構成されていなければならない。 動作後の温度ヒューズは，T_m 以下の温度にさらされたとき, 感電, 絶縁破壊などによって機器の安全性が損なわれることがあってはならない。 10.3　耐電圧 10.4　絶縁抵抗 10.5　耐トラッキング性	
第七条第 1 項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	通常、通電状態において、使用者が完成品に組み込

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 6691 (2009)＋追補 1 (2013)　規格名：温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針

		一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。				まれた温度ヒューズ（部品）に触れることは想定されない。
第七条第2項	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	□該当 ■非該当	－	－	通常、通電状態において、使用者が完成品に組み込まれた温度ヒューズ（部品）に触れることは想定されない。
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	10.1 10.2 10.3 10.4 10.5 10.7 11	10.1　沿面距離及び空間距離 10.2　温度湿度サイクル処理 10.3　耐電圧 10.4　絶縁抵抗 10.5　耐トラッキング性 導電部分、接点及び端子を保持するために用いられた絶縁材料が、通常動作中に湿気又はほこりにさらされる場合、その絶縁材料は、耐トラッキング性をもっていなければならない。 10.7　過渡過負荷電流 11　温度試験	

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 6691 (2009)＋追補 1 (2013)　規格名：温度ヒューズ−要求事項及び適用の指針

第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	10.6 10.6.1 11	10.6　遮断電流 10.6.1 一般 露出した熱素子は、近くの金属部品とアーク放電を起こしてはならず、また、周囲に有害な物質を放出してはならない。 11　温度試験	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	附属書 A	付属書 A　使用ガイドライン 溶融片又は溶融線の形になっている温度ヒューズには、それらのたるみ又は溶融金属の飛まつ（沫）が、有害な影響を起こさないように防護枠を用意しなければならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 ■非該当	−	−	この規格でカバーされる温度ヒューズは、使用者交換を意図したものではないため「鋭利な角への接触等」の危険性はない。
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう	■該当 □非該当	9	9　機械的要求事項 温度ヒューズは、関連する最終製品の取扱い中、使用中及び故障時に生じる可能性のあるストレスに耐	

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 6691 (2009)＋追補 1 (2013)　規格名：温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針

		に，必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。		 9.1 9.2 9.3 9.4	えられるように、十分な機械的強度及び安定性をもっていなければならない。 9.1 リード固定試験 9.2 引張試験 9.3 埋込み試験 9.4 折曲げ・ねじり試験	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	10.6.1 附属書 A	10.6.1　一般 露出した熱素子は、近くの金属部品とアーク放電を起こしてはならず、また、周囲に有害な物質を放出してはならない。 付属書 A　使用ガイドライン 溶融片又は溶融線の形になっている温度ヒューズには、それらのたるみ又は溶融金属の飛まつ（沫）が、有害な影響を起こさないように防護枠を用意しなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	－	－	温度ヒューズには, 一般的に電磁波による危険なし。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計さ	□該当 ■非該当	－	－	無監視状態での運転等、使用方法に対する安全性

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 6691 (2009)＋追補 1 (2013)　規格名：温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針

		れ，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。				は、温度ヒューズ（部品）が組み込まれた完成品により担保される。
第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	温度ヒューズには，始動・停止はない。
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	温度ヒューズには，始動・停止はない。
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	温度ヒューズには，始動・停止はない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	保護協調等に対する安全性は、電気製品の故障が発生した際、保護器によって、すみやかに故障区間を切り離して故障の拡大を防ぐものであり、当該

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 6691 (2009)＋追補 1 (2013)　規格名：温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針

						部品を組み込んだ製品において考慮される。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	―	―	温度ヒューズには，一般的に危険な誤動作がない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	―	温度ヒューズは、雑音を発生しない。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	7	7　表示 表示は、消えにくく、判読しやすいものでなければならない。	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥 機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年	□該当 ■非該当	―	―	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

		(ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	―	―	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年	□該当 ■非該当	―	―	長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 6691 (2009)＋追補 1 (2013)　規格名：温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針

		(ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると, 経年劣化による発火, けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り, 産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に, 明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると, 経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については, 省令で明確に規定されているため, 整合規格は不要。

白　　紙

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8122（2012）　規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	3	3　一般的要求事項 ランプソケットは、通常の使用状態で確実に機能し，かつ，人又は周囲に危険を生じない設計及び構造とする。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	8 12	8　寸法 ソケットの寸法を規定 12　構造 構造を規定	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	11 20 20.1	11　保護接地 20　過度の残留応力(自然割れ)及びさびに対する抵抗力 20.1　故障するとランプソケットの安全性を危うくするおそれのある銅板又は銅合金板製の接点及び他の部分は，過大な残留応力によって損傷してはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	7	7　表示 定格電圧，定格動作温度，水に対する保護等級など，ソケット又は製造業者のカタログなどに表示する。	
第四条	供用期間中にお	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間	■該当	13	13　スイッチ付きランプソケット	

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8122（2012） 規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	ける安全機能の維持	中，安全機能が維持される構造であるものとする。	□非該当	 18 20	スイッチ操作で 20,000 回の開閉動作を行うことを規定 18 一般的耐熱性 高温試験やヒートサイクル試験を行い，安全性に影響を及ぶ劣化等がないか確認する。 20 過度の残留応力(自然割れ)及びさびに対する抵抗力 銅板及び接点等，過大な残留応力によって損傷しないか確認する。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	6 7 14.1 14.2	6 分類 材質，水に対する保護等級，固定方法，感電に対する保護など分類する。 7 表示 定格電圧，定格動作温度，水に対する保護等級など，ソケット又は製造業者のカタログなどに表示する。 14.1 防滴形ランプソケットの外郭は，水の浸入に対して必要な保護を行わなければならない。 14.2 ランプソケットは，通常の使用で生じる湿潤状態に対する耐性がなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	14 19	14 耐湿性，絶縁抵抗及び耐電圧 絶縁抵抗及び絶縁耐力を規定 19 耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性	

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8122（2012）　規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ボールプレッシャ試験，グローワイヤ試験，ニードルフレーム試験，耐トラッキング試験にて確認する。	
第七条第1項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	9 11 14	9　感電に対する保護 テストフィンガを用いて充電部に触れないことを確認する。 11　保護接地 接地接続が必要な場合の手段を規定している。 14　耐湿性，絶縁抵抗及び耐電圧 絶縁抵抗及び絶縁耐力を規定している。	
第七条第2項	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	3	3　一般的要求事項 ランプソケットは，通常の使用状態で確実に機能し，かつ，人又は周囲に危険を生じない設計及び構造とする。 特に器具内用を意図していない独立形ランプソケットの場合，この規格に規定していない項目は，JIS C 8105-1 の次の章による。 10.3　絶縁抵抗，耐電圧，接触電流及び保護導体電流（クラス II が対象）（第1部の第10章による。）	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	14 17	14　耐湿性，絶縁抵抗及び耐電圧 絶縁抵抗及び絶縁耐力を規定 17　沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離を規定	

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8122（2012）　規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				19 19.5	19　耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性 19.5　普通形ランプソケット以外のランプソケットは，充電部を保持する絶縁材部分が，適切な耐トラッキング性をもたなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	19	19　耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性 ボールプレッシャ試験，グローワイヤ試験，ニードルフレーム試験，耐トラッキング試験にて確認する。	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	3	3　一般的要求事項 ランプソケットは，通常の使用状態で確実に機能し，かつ，人又は周囲に危険を生じない設計及び構造とする。 特に器具内用を意図していない独立形ランプソケットの場合，この規格に規定していない項目は，JIS C 8105-1 の次の章による。 12.4 及び 12.5―温度試験(第 1 部の 12.4 及び 12.5 による。)	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	3 12 12.1	3　一般的要求事項 通常の使用状態で確実に機能し，かつ，人又は周囲に危険を生じない設計及び構造とする。 12　構造 12.1　接触面は，滑らかであり，エッジは，対応する	

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8122（2012）　規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ランプの容易な差込み及び取外しを妨げない形状でなければならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	2　電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	10 10.3 15 16	10　端子 10.3　端子は，ねじ締め式端子又はこれと同等な接続方法で接続できるものでなければならない。ねじ締め式端子は，一般用メートルねじ又は ISO ねじと同等なピッチ及び機械的強度をもち，更に JIS C 8105-1 の第 14 章（ねじ締め式端子）に適合しなければならない。 15　機械的強度 応力，衝撃など機械的強度について規定 16　ねじ、通電部及び接続部 故障するとランプソケットの安全性を危うくするおそれのあるねじ，通電部及び機械的接続部は，通常の使用で生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ソケットは，一般に，化学物質が流出し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十三	電気用品から発	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波	□該当	－	－	ソケットには電

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8122（2012）　規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条	せられる電磁波による危害の防止	が，外部に発生しないように措置されているものとする。	■非該当			磁波発生要因がない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	3 11 18 18.3 19 19.1	3　一般的要求事項 通常の使用状態で確実に機能し，かつ，人又は周囲に危険を生じない設計及び構造とする。 11　保護接地 絶縁が故障した場合に充電するおそれがある，接地用端子のないランプソケットの可触金属部は，確実に接地できなければならない。 18　一般的耐熱性 18.3　接点及び他の全ての通電部は，過大な温度上昇を防止する構造でなければならない。 19　耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性 19.1　絶縁材製ランプソケット及び導電性外面をもつ絶縁材製外郭からなるランプソケットの，接点を保持する部分及び外郭部分は，耐熱性をもたなければならない。	
第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	−	−	ソケットは始動・停止をしない。
第十五	始動，再始動及	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再	□該当	−	−	ソケットは始

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8122（2012）　規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2項	び停止による危害の防止	始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■非該当			動・停止をしない。
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ソケットは始動・停止をしない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	10 10.2 10.5	10　端子 10.2　端子は，製造業者の取扱説明書に別途記載する場合，又はランプソケットに別途表示する場合を除き，次の公称断面積をもつ導体を接続できなければならない。 －　M10×1 ねじ込み口をもつランプソケット B15d 及びランプソケット B22d であって，コードグリップランプソケットをもつものは，0.5 mm²～1.0 mm² －　他の B22d ランプソケットは，0.5 mm²～2.5 mm² 10.5　口出し線の絶縁物は，機械的及び電気的特性が，JIS C 3662-1 又は JIS C 3663-1 に規定する特性と同等以上か，又は JIS C 8105-1 の 5.3（内部配線）の関連する要求事項に適合しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 ■非該当	－	－	ソケットは電気的，磁気的又は電磁的妨害を受ける要素を持って

<技術基準省令への整合性>規格番号：JIS C 8122（2012）　規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						いない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	―	ソケットには雑音を発生する要因がない。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	7	7　表示 定格電圧，定格動作温度，水に対する保護等級など，ソケット又は製造業者のカタログなどに表示する。	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある	□該当 ■非該当	―	―	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書

<技術基準省令への整合性>規格番号：JIS C 8122（2012）　規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り，産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に，	□該当 ■非該当	－	－	長期使用製品安全表示制度につ

技術基準との整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号：JIS C 8122（2012）　規格名：差込みランプソケット

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	度による表示）	明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				いては、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。